

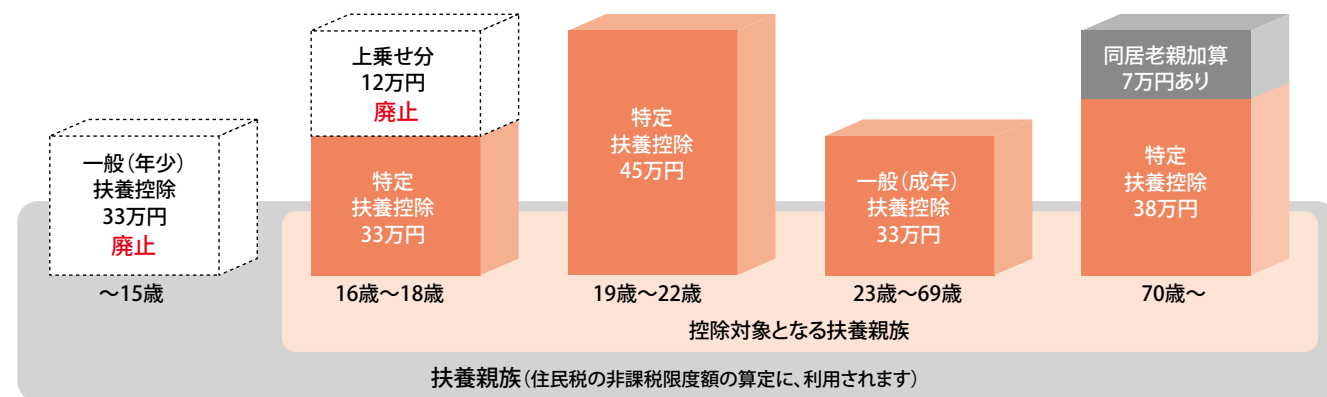
■平成24年度個人住民税の変更点

子ども手当の支給、高校授業料の無償化により、平成24年度から個人住民税の扶養控除が、次のとおり変更となります。

なお、所得税については、平成23年分から既に変更となっています。

- ①16歳未満の一般(年少)扶養控除が無くなります。
- ②特別扶養親族(16歳～18歳)の控除額が減少します。

【個人住民税の扶養控除等の全体像】



※年齢は、平成23年12月31日が基準日です。

【モデルケース】

家族構成 父親、母親(配偶者)、子ども3人(大学生、高校生、小学生)

給与収入 600万円

社会保険料控除70万円、生命保険料控除3万5千円、配偶者控除33万円、基礎控除33万円は変更なし。



改正による控除影響額

	改正前	改正後	変更内容
大学生	45万円	45万円	なし
高校生	45万円	33万円	特別扶養控除乗せ分(12万円)の廃止
小学生	33万円	0円	一般(年少)扶養控除の廃止
合計	123万円	78万円	

改正による個人住民税影響額

改正前 改正後 影響増加額
142,500円 200,700円 58,200円

※影響額は、個々のケースにより異なります。

【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎68-3114

米子税務署「確定申告会場」の開設

次のとおり、申告会場を設けています。こちらでも申告できます。

とき 2月9日(木)～3月15日(木) ※土・日・祝日は除きます
9:00～17:00(受付は16:00まで)

ところ 米子コンベンションセンター2階 国際会議場

※上記期間中は、米子税務署での申告相談は実施しません。ご注意ください。



【問い合わせ先】米子税務署 ☎32-4121

■申告に必要なもの

忘れものがないように、よく確認してください。



- ①印鑑(認め印可)
- ②申告者本人名義の口座番号がわかるもの
- ③税務署から申告書が送付されている方は、その申告書と同封の書類
- ④その他、申告の内容により以下のものがが必要です。

(1) 給与収入や年金収入がある場合	給与、年金の源泉徴収票 ※支払を受けている全ての源泉徴収票をご持参ください。
(2) 事業所得などがある場合 (営業、農業、不動産など)	収入金額や経費をまとめたもの
(3) 医療費控除を受けられる方	平成23年中に支払をした医療費の領収書と保険などで補填された金額がわかるもの ※支払の領収書は個人ごと、病院ごとに仕分けし、合計してください。
(4) 社会保険料控除を受けられる方	平成23年中に支払った国民健康保険税(料)などの支払額がわかるもの
(5) 生命保険料控除、地震保険料控除を受けられる方	各種保険料の支払証明書
(6) 住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方	住民票の写し、借入金の年末残高証明書、登記簿謄本および工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
(7) 公共事業により土地や家屋などの譲渡があった方	土地や家屋などの買取り証明書(公共事業の収用の場合のみ)、売買契約書などの関係書類
(8) 障害者控除を受ける場合	身体障害者手帳、療育手帳など ※平成23年12月31日時点で介護保険の要介護認定などを受けている方は、障害者控除認定書の交付を受けることにより障害者控除の対象となります。障害者控除認定書の交付が必要な方は、印鑑をご持参の上、健康対策課または分庁総合窓口課で申請してください。
(9) 個人年金の受取がある方	受取金額や必要経費の分かる書類
(10) 生命保険などの満期返戻金などの受取がある方	受取金額や必要経費の分かる書類
(11) 寄付金控除(ふるさと納税など)	支払証明書か自治体に寄付をした領収書
(12) その他申告に必要なと思われる書類など	